

会 議 録

会 議 名	令和7年度 第3回丸亀市伝統的建造物群保存地区保存審議会																																			
開催日時	令和7年10月10日（金）14：15～15：40																																			
開催場所	丸亀市本島市民総合センター会議室																																			
出席者	<p>○出席委員（8名）</p> <table><tr><td>清水 真一</td><td>委員</td><td>三宅 邦夫</td><td>委員</td></tr><tr><td>荒川 和哲</td><td>委員</td><td>信原 清</td><td>委員</td></tr><tr><td>佐藤 今日子</td><td>委員</td><td>池田 幸代</td><td>委員</td></tr><tr><td>檜垣 邦彦</td><td>委員</td><td>釜床 美也子</td><td>委員</td></tr></table> <p>○欠席委員（2名）</p> <table><tr><td>宮本 慎也</td><td>委員</td><td>小西 智都子</td><td>委員</td></tr></table> <p>○事務局</p> <table><tr><td>教育部長</td><td></td><td>山下 友通</td></tr><tr><td>文化財保存活用</td><td>課長</td><td>東 信男</td></tr><tr><td></td><td>副課長</td><td>坂田 憲亮</td></tr><tr><td></td><td>担当長</td><td>谷 梢</td></tr><tr><td></td><td>主査</td><td>小山 隆史</td></tr></table> <p>○香川県教育委員会事務局生涯学習文化財課</p> <p>石田 真弥</p>	清水 真一	委員	三宅 邦夫	委員	荒川 和哲	委員	信原 清	委員	佐藤 今日子	委員	池田 幸代	委員	檜垣 邦彦	委員	釜床 美也子	委員	宮本 慎也	委員	小西 智都子	委員	教育部長		山下 友通	文化財保存活用	課長	東 信男		副課長	坂田 憲亮		担当長	谷 梢		主査	小山 隆史
清水 真一	委員	三宅 邦夫	委員																																	
荒川 和哲	委員	信原 清	委員																																	
佐藤 今日子	委員	池田 幸代	委員																																	
檜垣 邦彦	委員	釜床 美也子	委員																																	
宮本 慎也	委員	小西 智都子	委員																																	
教育部長		山下 友通																																		
文化財保存活用	課長	東 信男																																		
	副課長	坂田 憲亮																																		
	担当長	谷 梢																																		
	主査	小山 隆史																																		
議 題	(1) 令和7・8年度 修理・修景事業について (2) 保存活用計画について (3) その他																																			
傍聴者	0名																																			

署名委員

発言者	
	【開 会】
事務局	本日の出席委員は8名で、規則第12条第2項に定める委員の3分の2以上の出席を満たしており、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは議事に移ります。規則第12条第1項により、議事は会長が議長として進行しますので、会長、よろしくお願いいたします。
議長	本日、会議録の署名委員は荒川委員と佐藤委員にお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	令和7年度および令和8年度の修理・修景事業について、修景事業で、屋根の葺き替え工事を予定しています。今月末に入札を行い、業者決定後、工事を開始する予定です。1件は、7月末に入札が終了し、業者も選定済みです。しかし、先日の雨で来年度に予定していた箇所に大きな穴が開き、応急処置や今年度の予定変更が必要となっております。現在、所有者・工事業者・文化庁と協議中です。次回の委員会で計画変更の内容と方向性が決まり次第、報告・審議を行います。
	令和8年度の修理・修景事業については、2件の事業を継続します。1件は外壁工事を予定し、1件は屋根の大きな損傷により、来年度予定していた工事を前倒しで実施する可能性があります。
議長	何かご意見ご質問ありますか。
委員	主屋は保存修理で、納屋は新築修理ですか。
事務局	ここは所有者の時に一度修理しています。
委員	この修理は内装で構造体に関わる内装部分ですか。
事務局	はい。
議長	それでは議題の(2)保存活用計画について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	お手元の資料の2の1、保存活用計画については、今年、見直しを行っておりますけれども、前回、審議会で骨子案について確認をいただきました。今回この資料は、それをもう少し補足する資料とご用意ください。前回の骨子をもとに計画全体のイメージとして、項目ごとに想定される主な内容を提示してございます。大きくは、文化庁の手引きに沿った形で、6つの大項目に整理しています。網掛けしてある部分、1つが、保存地区の保存及び活用に関する基本計画です。次のページの中段、2つ目として、保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特性。3点目、保存地区内における建造物等の保存整備計画。4点目、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる助成措置等。5つ目、保存地区の保存及び活用のために必要な管理施設、設備、環境の整備ということで、ここま

での5項目は、市の条例の中でも計画に掲げる事項として規定されているものです。それと最後のページ6つ目が、保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画ということで、こちらは今後、特に活用の方向性を示す上で重要な部分になってきます。現計画と比べて、今回この計画のこの部分が今回の計画の特徴的な部分と思っていただければと思います。

まず1点目の基本計画のところですが、諸項目に分けています。まず保存活用計画の目的。2点目が保存地区の名称と面積区域。3つ目、保存地区の沿革ということで、こちら歴史的背景や地域特性などを入れます。江戸初期の塩飽水軍、海運業の拠点であったことや、人名制による自治勢力、この頃がこの地域の最盛期であったのではないかとされています。江戸中期には海運業の衰退が始まり、他国への出稼ぎ、塩飽大工の方が各地で活躍された時期です。この頃から人口流出が始まったということで、昭和初期以降はさらに人口減少、高齢化、空き家の増加といったことで、前回もご説明しましたが、昭和59年に230人いたのが、現在では27人ということです。また、海岸沿いの道路整備などが行われて、景観が変貌してきたのもこの頃ということです。次、4点目の保存地区の現況、まちづくりの経緯や動向について説明します。こちらについては、保存地区選定までの経緯、また、保存地区選定以降、まちなみ保存センターや文書館、ふれあいの館を順次整備し、一般公開してきたこと。また、マッチョ通り、東小路の整備、補助制度を活用したいろんな家屋の改修などをそれ以降行ってきております。次、5点目として、保存地区伝統的建造物群の特性ということで、この地区の特性として、北に海や港、南に専称寺、東に城山、西に尾上神社ということで、海に面して三方山に囲まれた形状にございます。次のページをお願いします。主要道として、マッチョ通り、東小路がございます。また、伝統的建造物群の特性について、主要道路沿いやそこから離れた場所などについて書き記していく必要がございます。次、6点目、保存および活用の方向ですが、この保存地区の目指すべき方向性や活用に関して、基本的な考え方をここで示します。7点目、推進体制について。行政間および審議会との連携、また地元組織、その他民間団体等との連携ということで、そこに書いてあるようなところが想定されます。次、大項目の二つ目、この地区の特定についてですけれども、まず一つ目が伝統的建造物の特定、二つ目に環境物件の特定ということで、計画書の別添リストとして整理するのと合わせて図面にも表示します。現状では、伝統的建造物が73件、環境物件が49件、修景を必要とする物件が78件となっていますが、計画策定の過程での調査において精査し、ここについては必要な修正を行いたいと思っています。次、大項目の3点目、保存整備計画になります。保存整備の方向については、伝統的建造物等の修理・修景、歴史的風致や生活環境の向上に資する整備に関する基本方針を示します。次に保存整備計画の中では、伝統的建造物の修理、こちらは修理基準に係るものです。また、伝統的建造物以外の建築物の修景、これは修景基準に係るところです。また、歴史的風致や住民の生活環境の向上に資する施設の整備、こちらは許可基準に係る部分です。3ページ、これら修理、修景、許可に関する各基準につきましても、現行の基準の妥当性や、そうしたものを保存計画の中でどのように表記していくかについては、今後検討したいと思っております。

ます。次、4点目、保存地区内における助成措置等です。その一つ、経費の補助。こちらは保存活用計画に基づく建造物等の修理・修景・復旧に要する経費に係る助成。市の補助要項に則ってやっています。次、2点目、保存団体等への支援。保存地区の住民等により組織された保存協力会等による歴史的景観の維持向上や地域活性化のための活動を支援してまいります。次、技術的援助。歴史的風致を維持・形成するための修理・修景等に係る設計相談等を行います。4点目、固定資産税の優遇措置。保存地区内の家屋、宅地に係る固定資産税の軽減を図ります。こうしたことを入れて確認していくようになります。次、5点目。こちらが保存地区の保存活用のために必要な管理施設、設備、環境の整備についてです。まず管理施設については、今日見ていただきましたまち並保存センター、あそこが保存地区の保存活用を図るための拠点施設として捉えております。次に防災施設ですが、これは防火水槽や消火栓、防災倉庫などを地区の中心あたりに設けさせていただいています。また、環境整備については、景観に配慮した道路、排水路、駐車場等の整備を行います。保存地区の公開活用。施設公開施設として、今申し上げました笠島まち並保存センター、ふれあいの館、文書館、その他、地区内に設ける展示施設や交流施設ということで、市が管理する3施設以外にも個人や民間団体等で運営する施設についても、今後充実を図っていく必要があると考えております。次に標識や案内板の充実を図ってまいります。次、最後の4ページ。事業計画の部分です。4点挙げております。特にこの事業計画の区分は、前回この場でいただいた意見を踏まえた内容としております。一点目、情報発信。公開展示機能の強化ということで、地区内案内表示や公開施設の充実。また、多様な情報発信機能の活用。マスメディアやSNS、情報紙等の活用、こちら前回もご意見をいただいております。集客事業の実施。今度行いますが、地域イベント等による定例的な集客。次、インバウンド向けの対策として、瀬戸内国際芸術祭との連携、情報媒体の多言語化などが考えられます。次、人材育成についてですが、右側は地域人材の育成としてヘリテージマネージャーの導入、観光ガイドの育成、社会人・大学生・高校生研修の場の創設、その他外部人材との連携強化ということで、このあたりも前回いろいろとご意見をいただいたところです。学校教育との連携については、小中学生の校外学習での活用を盛り込みました。現在、丸亀市の小学校5年生全員が笠島を訪れ、歴史学習を行っています。今後も、小学生が必ず一度は笠島を訪れる取り組みを進めてまいります。

次に、3点目として施設整備と空き家活用についてです。拠点施設の機能強化として、保存地区のニーズに合わせた市管理施設の改修を検討しています。また、空き家を活用した移住交流の推進と観光振興については、空き家物件の確保、維持管理、利用者とのマッチングを行い、移住者用家屋や宿泊・飲食・交流施設としての活用を進めています。これらは現在、三宅委員を中心に精力的に取り組まれています。

4点目として、笠島地区の特徴である離島環境を生かした取り組みです。離島の自然環境を活用したネットワーク構築として、NPO、ボランティア団体、大学、民間企業等との関係性を強化します。また、航路事業や離島振興施策との連携も重要であり、航

路運賃の無料デーや宿泊キャンペーン、離島の空き家リフォーム補助制度などの活用が考えられます。さらに、「日本遺産石の島」や瀬戸内国際芸術祭の枠組みも取り入れる方向で検討しています。これらを踏まえ、今回は素案を作成し、ご審議いただきたいと考えています。

続いて、アンケートについて説明します。資料2の2をご覧ください。今回の瀬戸内国際芸術祭には多くの方が来訪されており、その機会を活用して観光客を対象にアンケートを実施しました。現時点で32件の回答があり、途中経過をお報告します。

まず、回答者の年齢層や性別はほぼ均等で、同行者については一人で来られる方も多い傾向があります。本島への訪問回数では、「初めて」が44%、「4回以上」も同じく44%で、瀬戸芸をきっかけに初めて訪れる方が多いことが分かります。

訪問場所については複数回答で、笠島が最も多く27人、次いで塩飽勤番所が多く、両方を訪れる方が多い傾向です。本島での滞在時間は2~4時間が最も多く、船の運航状況も影響していると考えられますが、宿泊客も約1割程度見られました。

次のページをご覧ください。本島内での主な移動手段については、半数以上がレンタサイクルで、徒歩も約30%という結果です。

次に、笠島地区や芸術祭の情報をどこで知ったかという質問では、公式サイトが38%、SNSが34%で、この2つが最も多いという結果でした。

また、笠島地区が重要伝統的建造物群保存地区であることを知っていたかという質問では、「知っていた」「知らなかった(今日初めて知った)」という回答がほぼ半々でした。

さらに、芸術祭以外の時期にも訪れたいと思うかという質問では、「ぜひもう一度訪れたい」が44%、「機会があれば訪れたい」が50%で、来訪者の多くが肯定的に受け止めていることが分かります。

笠島地区の何に特別な魅力を感じるかという質問では、3つまで回答をお願いしました。一番多かったのは「建造物や街並みの美しさ」、次に「島の静けさや自然環境」、3番目が「地域の歴史や伝統文化」という結果でした。

次に、笠島地区へもっと多くの訪問客を呼ぶためには何が足りないと思うかという質問では、こちらも3つまで回答をお願いしました。一番多かったのは「カフェや食事処」、次に「宿泊施設」、そして「島内移動の利便性」という結果で、この3つが特にニーズとして高いことが分かりました。

最後に、自由記載の部分です。現在は瀬戸芸で賑わう笠島地区も、普段は訪問客が少なく、人口減少や高齢化が深刻な状況です。当地区の活性化のために何かご意見やご提案があれば記入いただきました。英語で記載されている回答もあり、これは外国人の方と思われるのですが、その方は「長期滞在を希望する」といった内容でした。これに

委員	<p>ついでご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、保存地区については、従来の計画では『保存』が中心でしたが、今回は『活用』に関する計画案も含まれていります。この部分では、既存の計画に加えて、新しく盛り込むべき内容や追加予定の項目を検討するという考え方です。例えば、保存地区の沿革については、基本的に変わりませんが、最近新たに歴史的な事実が判明したことはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>新しく分かったことがあれば、保存地区の選定時点の情報だけでなく、その後の活動や状況の変化も含めて、計画に書き加える必要があると思ひます。</p>
議長	<p>例えば、歴史学の分野で笠島について新しい研究が行われ、その成果が分かったというようないことはあるのでしょうか。つまり、最近になって新しい知見が得られているのでしょうか。</p>
委員	<p>私は文化財の専門家としてではなく、NPOの立場からお話しします。強く感じている課題は、笠島の集落全体が重伝建地区に指定されていないことです。一部が除外されており、その割合は約1割です。このことが住民の意識に格差を生みていります。</p> <p>まち並み保存地区では、国と市から9割の補助がありますが、指定外の地域では家を修理しても一切補助がありません。そのため、差別意識のようなものが根深く存在していります。</p> <p>この問題を根本的に解決するには、保存地区の面積や区域を広げる必要があると考えていります。以前、『一つの地区の中で分断するようなやり方はしない』と伺ったことがありますが、現状では差別化が生じており、これは大きな問題です。</p> <p>また、推進体制の充実も重要です。今日ご覧いただいた大学の方々も積極的に関わっており、企業からもさまざまな支援をいただけていります。市としても、NPOを相手にした補助金申請の仕組みを理解していただきたいと思ひます。例えば、大倉邸はNPOが管理していります。</p> <p>さらに、他地域の事例では、徳島の観光協会などは収益を出してはいけないという厳しい制約がありますが、県の認可を受けることで手続きが簡単になる場合もあります。こうした仕組みも参考になると思ひます。</p>
委員	<p>質問させていただきます。これが非常に価値のあるものであり、保存しなければならないということは理解していります。ただ、保存計画に記載されている『目的』について、私にはよく分かりません。丸亀市としては、この地域を人が訪れる場所にするこゝと、つまり観光客を呼び込むことが目的なのではないのでしょうか。そのような目的を、計画の最初に明確に書く必要はないのでしょうか。</p> <p>まず、保存計画の目的を明確に示す必要があります。この計画は、地区の今後の方向性を示すものです。単に保存するだけでなく、人に来てもらえるような場所にするこゝ</p>

事務局	<p>とが重要だと思えます。</p>
委員	<p>この地区は十分に観光客を呼べる魅力を持っています。これまでの計画は『保存』が中心でしたが、今後は『保存』に加えて『活用』も含めた形で方向性を示す必要があります。つまり、残された原風景を守り、その原風景をどう活用していくかが最も大切なポイントです。計画の冒頭で、『来訪者を呼び込むための計画である』ことを明確に書くべきだと感じます。また、文化庁との調整や、区域内に残る古い建物（築50年以上）を活用するメリットも示すことが重要です。こうしたメリットをしっかりと説明し、保存と活用の両立を図ることが、この計画の核心になると思えます。</p> <p>現在、地区内に設置されている環境物件にはどのようなものがありますか。</p>
委員	<p>保存計画の観点では、これらは工作物に分類されます。保存対象には花などの植物は含まれていないため、その扱いが難しいという課題があります。</p>
事務局	<p>次の議題(3)について、何かありますか。</p>
議長	<p>40周年記念事業について、シンポジウムを11月16日に、丸亀のひまわりセンターで行います。登壇いただく方は三宅会長、徳島大学の田口先生、(株)デキタ代表取締役の時岡さん、文化庁の村上調査官です。</p>
事務局	<p>10月25日には40周年記念祭のイベントを行います。大学生による町並みガイドなどもありますので、是非お越しいただければと思います。併せて、ふれあいの館で笠島40周年のあゆみ企画展を行っております。</p> <p>ほかにご意見、ご質問などないようですので、本日の会議はこれで閉会といたします。</p> <p>【閉 会】</p>